

[ 参 考 ]

## 財団法人長崎市体育協会寄附行為(抜粋)

(目 的)

第3条 この法人は、長崎市におけるスポーツの普及・振興を図り、もって市民の体力向上と健康増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の育成強化と連絡調整に関する事
- (2) スポーツ大会及びスポーツ教室の開催に関する事
- (3) スポーツ大会への選手の派遣に関する事
- (4) 指導者の資質の向上に関する事
- (5) 市民の健康・体力づくりに関する事
- (6) スポーツに関する市民の相談に関する事
- (7) スポーツの調査研究及び広報活動に関する事
- (8) スポーツ功労者の表彰に関する事
- (9) 市営スポーツ施設の管理運営の受託に関する事
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

# 地 方 自 治 法

第221条第3項 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払いを保証し、又は損失保償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

第243条の3第2項 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

## 地 方 自 治 法 施 行 令

第152条第1項 地方自治法第221条第3項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- 1 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人
- 2 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している民法第34条の法人及び株式会社

第173条第1項 地方自治法第243条の3第2項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画および決算に関する書類とする。

## 財団法人長崎市体育協会設立までの経過

長崎市におけるスポーツの普及・振興を図り、もって市民の体力向上と健康増進に寄与することを目的とする法人の設立計画に基づき、平成2年3月28日財団法人長崎市体育協会設立発起人会を開催し、関係議案の議決を経て同年12月7日長崎県教育委員会に設立の許可を申請し、同年12月17日付で設立を許可されたので同年12月21日財団法人の設立登記を完了し、事務所を長崎市桜町6番3号に置き発足した。

その後、平成9年5月10日に事務所を長崎市魚の町5番1号に移転した。

平成25年度

(財) 長崎市体育協会役員名簿

役職名	氏名	選出区分	所属団体
顧問	五貫 淳		前 会 長
顧問	前田 英昭		前 副 会 長
顧問	松尾 千秋		前 副 会 長
会長理事	中島 章一郎	競技団体	市 テニス 協会 会長
副会長理事	石井 通義	競技団体	市 ハンドボール 協会 会長
理事長	吉田 恒雄	競技団体	市 ボート 協会 会長
専務理事	金子 和生	学識経験者	市 体育協会 事務局 長
理事	松尾 求	競技団体	市 水泳 連盟 会長
理事	川村 豊彦	競技団体	市 バスケットボール 協会 副会長
理事	永山 学而	競技団体	市 体操 協会 会長
理事	江頭 明	競技団体	市 ラグビーフットボール 協会 理事長
理事	荒木 修治	競技団体	市 バドミントン 協会 理事長
理事	渡辺 雄児	競技団体	市 ライフル射撃 協会 会長
理事	青木 信之	体育推進団体	市 ボールルームダンス 連盟 会長
理事	前田 昌博	体育推進団体	市 綱引 連盟 常任 理事
理事	浅田 五郎	体育推進団体	市 テコンドー 協会 会長
理事	中村 信昭	校区体育団体	三重地区 体育会 副会長
理事	宮城 直泰	学識経験者	日本体育協会公認スポーツドクター
理事	小原 達朗	学識経験者	長崎大学 教育学部 教授
理事	上野 一郎	学校体育団体	市 中学校 体育連盟 理事長
理事	三浦 喜和	スポーツ少年団	市 スポーツ少年団 指導者協議会 会長
理事	富永 佳彦	市市民生活部	市市民生活部 スポーツ振興課 長
監事	寺井 等	競技団体	市 陸上競技 協会 理事長
監事	濱浦 美子	体育推進団体	市 スポーツバトン 協会 理事長